宛先：鹿屋商工会議所　中小企業振興部　行　E-mail:kanoya-cci@kanoya-cci.or.jp　FAX:0994-40-3015
※メール・FAX がない場合の郵送先（〒893-0015　鹿屋市新川町 600 番地　鹿屋商工会議所　中小企業振興部　行）

事業復活支援金事前確認に関する≪チェックシート・依頼書≫

※以下、確認したものには□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、メールもしくは FAX にてお送りください。

受信後、事業者様の情報を確認し、当会議所から代表者様にご連絡いたします。

事業形態	□法人（法人番号　　） □個人事業者等〈事業所得〉　□個人事業者等〈主たる収入が雑収入・給与所得〉		
事業所名		申請希望者名(代表者名)	
電話番号		代表者生年月日(西暦)	年　月　日
FAX 番号		代表者携帯電話	

※個人情報は鹿屋商工会議所の個人情報保護方針に則り管理します。
収集した個人情報は本事業復活支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

※相談されている当所職員もしくは、お知り合いの当所職員名を記載（未記載でも可）⇒【　　】

□　**当事業所は鹿屋商工会議所の会員を 1 年以上継続している、もしくは今後も含め 1 年以上会員を継続する意思がある**

□　事前にネットで仮登録し申請 ID 番号を取得した　↓↓↓

申請 ID		ID 取得で登録した電話番号	

□　**新型コロナウィルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少している**
以下のような理由で減少しているということではない
（例）・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合
・法人成り又は事業承継の直後など単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が 30%以上減少している場合…等々

□　**売上減少の要因について申請時にマイページ上で選択する予定の項目は**
※項目は別紙の 9 項目から選択してください（複数選択可）。　　番

□　事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等ではない
□　「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務にある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」ではない
□　反社会的勢力との関係はない
□　今後、事業を継続及び立て直しをする意思がある（廃業又は破産等を予定していない）
□　事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は 7 年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している
□　事業復活支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び 2 割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している
□　経済産業省「事業復活支援金の詳細について」をホームページまたは書面を読んで内容を認識している
□　審査時に給付要件を満たすか確認をするために、代替書類の提出等を求める場合があることを認識している
□　事業復活支援金の審査は事業復活支援金事務局の判断によること、鹿屋商工会議所による確認事務は事業復活支援金の受給を確約するものではないことを認識している
□　上記につき代表者が確認しました。事業復活支援金申請のための確認事務を依頼します。

記入日　2022/　　/　　　代表者署名（自署）

鹿屋商工会議所使用欄　　□申請書の内容が相違ないことを確認した

担当部署		担当者名		確認実行日：　年　月　日	
会員 No.		会員加入日：　年　月　日		加入申出日：　年　月　日	